

令和8年度

事業計画書

令和8年4月 1 日から

令和9年3月31日まで

公益財団法人日本手工芸作家連合会

令和 8 年度 事業計画書

1 本年度基本方針

当連合会は公益財団法人としての社会的立場並びに法令遵守を基本姿勢として、設立の目的に則り、手工芸に関する調査研究並びに知識・技術の普及及び教育事業を行い、生活文化の向上に寄与するべく公益目的事業の充実に努めます。

当連合会は過去 58 年に亘り、手工芸に関わる様々な活動を通じて手工芸の普及・拡大に努め実績を残してまいりました。昨年まで創作手工芸展並びに講習会等の活動は、世の中の動向を注視しつつ作家や手工芸愛好家の裾野を広げるべく実施してまいりました。令和 8 年度につきましては、様々な機会や関係性を活用して、更なる手工芸の魅力を発信する活動に取り組んでまいります。

本年度は公益法人認定後 14 年目になりますが、課題である会員の高年齢化や退会により会員の若返りや会員数の改善は依然として苦戦を強いられており、厳しい法人運営を余儀なくされています。このような状況ではありますが、当連合会は 12 月に創立後 60 年の節目を迎えます。記念事業を立ち上げて組織の活性化に取り組んでまいります。

定款に定める事業(第4条第1項)

- 1 手工芸に関する調査研究及びコンサルティング
- 2 手工芸に関する研究の奨励及び知識、技術の普及
- 3 手工芸に関する研究会、講習会、発表会、展示会等の開催
- 4 手工芸に関する研究会等への講師の派遣
- 5 手工芸指導者の養成教育及び資格の認定
- 6 手工芸作家その他関係者相互の交流促進及び手工芸技術の海外交流
- 7 手工芸に関する機関誌、その他資料、出版物の刊行
- 8 手工芸作品及び関連物品等の購入及び販売
- 9 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

事業・組織体系

第Ⅰ 公益目的事業(教育・育成・出版事業)

- (1) 研究会・講習会・展示会の開催事業
- (2) 指導者の派遣事業
- (3) 資格の認定事業
- (4) 機関誌の編纂・出版事業

第Ⅱ 公益目的事業(展示会・コンクール事業)

- (1) 創作手工芸展等の開催事業

2 事業計画

I 教育・育成・出版事業（第I公益目的事業）

1. 講習会開催事業（定款第4条第1項第3号）

① 手工芸技術の普及啓蒙を目的として、下記の予定で講習会を開催します。

回	予定年月	テーマ	講師(注)
1	令和8年 4月	ボード織	木村則子
2	6月	タティングレース 1	小俣葉子
3	7月	タティングレース 2	小俣葉子
4	9月	シャドーボックス	石田則子
5	10月	編物	池田節子
6	11月	クリスマスリース	加藤育代
7	12月	刺し子 クリスマスツリー	田村紀子
8	令和9年 1月	スモッキング刺繍	松本志津美
9	2月	刺繍 1	内田桃子
10	3月	刺繍 2	内田桃子

(注)講師の日程が未決定のため、仮の予定組みをしています。

② 手工芸に対する知識の普及、意識の向上を目的とし、下記の予定で研修講演会を開催します。

テーマ 「手工芸創作者たちへのメッセージ」

講師 未 定

会場 東京等(各所)

開催日 9月～翌年3月の間で2、3回予定

2. 指導者の派遣事業（定款第4条第1項第4号）

地方公共団体、学校、老人・社会福祉施設、社会文化団体等からの要請に応じて、随時、会員の中から指導者を派遣し、手工芸の普及・啓蒙活動を行ないます。

3. 指導者の育成及び資格認定事業（定款第4条第1項第5号）

資格認定基準に基づき審査委員会を結成し、6月に普通科・高等科の各修了証及び講師・助教授・教授の各免状を授与します。

4. 機関誌の編集・出版事業（定款第4条第1項第6・7号）

手工芸に関する情報の提供及び当法人の諸活動を掲載した機関誌「SOUSAKU」を年1回10月に発行し、会員並びに関係者に配布します。また、会員以外にも広く一般に公開するため、講習会場や支部・教室等の教育の現場にも置かせていただくほか、ホームページにも一般公開します。

Ⅱ 展示会・コンクール事業(第Ⅱ 公益目的事業)

1. 創作手工芸展の開催事業(定款第4条第1項第3号関係)

織る・編む・刺す・縫う・組む・染色・押絵・つまみ細工・木彫・陶芸・ステンドグラス・レザー・クラフト・フラワー・七宝等の手工芸技術の美術作品を全国から広く公募し、優れた作品を表彰するとともに入賞作品の展示を行ないます。

「(公募)第59回創作手工芸展」

開催日:令和8年5月29日(金)～6月4日(木)

会 場:東京都美術館 ギャラリーC

表 彰:優秀作品には奨励の意味をもって各賞を授与

その他:ギャラリートークの実施、並びに会期中チャリティを併催します。

2. 海外交流事業(定款第4条第1項第6号関係)

創作手工芸展に準ずる付随的事業として、海外で開催される展覧会に出品したり、海外からの作品紹介等を行う海外交流事業に取り組んでいます。本年度は本連合会初代会長・大妻コタカの名前を冠する「コタカルーム」が英国オックスフォード大学ハートフォードカレッジに開設されて10年以上を経過しており、当ルームで手工芸作品の展示企画の実施検討を引き続き行ってまいります。

3. 新春作品展示チャリティ販売会

手工芸作家の制作した作品を広く社会に有効活用し、生活文化を豊かに彩を副えていただくとともに、作家の制作意欲を向上する機会とすることを狙いとして、新春作品展示チャリティ販売会を開催します。

開催日:令和9年1月10日・11日(土・日曜日を予定)

趣 旨:会員相互の交流、会員作家の制作作品の展示・チャリティ販売、売上金の一部を被災地支援等として寄附

Ⅲ 業務部

1. 所管業務

主要施策として、会員の活動紹介や会員増強に資するコンテンツを積極的にホームページ上で展開し当連合会の訴求力を高めていくことを志向し、そのためのIT専門家との打合わせや具体的なホームページの制作・活用等を進め、情報発信力の強化に努めてまいります。

2. 創立60年記念プロジェクト

当連合会は昭和41年12月に創立後、本年12月で60年目を迎えます。その節目の年を記念して会員並びに篤志家から寄附を募るとともに、プロジェクトを組成して記念イベントの企画立案・計画実施を進めてまいります。

3. 会員参加型行事の企画推進と会員増員活動

会員間の交流に資するような行事を企画・推進することにより、会員相互の一体感の醸成や創作活動への意識を高める機会の創出等を図り、また、次世代の若手育成を図るため会員増員活動を展開し、新規会員の獲得に努めます。

IV 事務局

公益法人のコンプライアンス・行動規範に則り、定款及び諸規程に沿った体制維持及び実践活動に努めるとともに、情報公開による透明性のあるガバナンスの確立を継続的に目指します。

令和6年公益法人制度改正が公布され、公益法人会計基準が改正されました。その改正内容に基づき、当連合会でも必要な変更について情報収集を行い対応の検討を進めてまいります。

さらに昨年度同様、財務面を強化し無駄を省き事業改善を図り、組織基盤の安定化に取り組めます。

また、過去に蓄積した情報のデータベース化を推進し、それらを有効活用した業務の効率的運用に向けてシステム構築・利活用を行い、また、セキュリティ保持の面からデータの危険分散並びに当連合会ホームページ URL のセキュリティ強化対策の検討など、法人事務所の DX 強化を継続的に進めてまいります。

これまで活用してきたオンライン形式の会議、打合せ等も併用し、会議・打合せの効率化を講じてまいります。

以上